

農家の皆さまへ

福島第1原子力発電所事故による農産物被害の損害賠償請求について(案内)

この度の東日本大震災により被災された皆さま、また、福島第1原子力発電所事故により農産物被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

さて、福島第1原子力発電所事故による農産物被害の損害賠償請求につきましては、JA 栃木中央会が中心となり、県内全ての農家が受けた損害を取りまとめ、原子力損害賠償紛争委員会へ提出することとなりました。

つきましては、下記要領によりそれぞれの窓口へ関係書類をもとに手続きをされますようご案内いたします。

なお、今回の手続きは「3月21日～3月31日」分の被害に対するものです。今後、この手続きが毎月続く可能性があり、大変長期化されることも想定されますので、関係書類等の保存につきましては、十分ご留意されますよう申し添えます。

問合せ先 宇都宮市農業振興課 TEL(632)2466

□JA うつのみやの専門部(生産組織)に加入されている農家の方

JA の担当職員から、提出すべき書類が手渡される予定です。

JA からの指示により、関係書類等が提出できるよう準備を進めてください。

問合せ先:JA うつのみや	園芸指導課	TEL(667)0152
	宇都宮東部営農経済センター	TEL(660)3535
	宇都宮西部営農経済センター	TEL(658)6565
	宇都宮南部営農経済センター	TEL(656)8484
	宇都宮北部営農経済センター	TEL(665)0550
	上河内営農経済センター	TEL(674)2164
	河内営農経済センター	TEL(673)6911

3月分被害の提出期限は、4月21日です。提出漏れのないようにご注意ください。

裏面へ続く

□上記以外(JA系統出荷をせず、個人出荷や直売所販売等をされている)の農家の方

賠償請求を希望する方は、以下の書類へ自筆による記入、署名と捺印のうえ、市役所又は最寄りのJA うつのみや営農経済センターへ提出ください。

なお、直売所での販売や花卉、畜産の手続きは、5月以降を予定しております。

① 委任状

② 出荷停止品目・風評被害品目の廃棄及び不耕作の損害にかかる報告書

③ 原発事故放射能汚染における廃作記録

④ 被害を証明する資料

例) 作業日誌、過去の出荷量の記録、出荷台帳、送り状、費用に係る領収書、納税関係書類、写真(日付入り)など

3月分被害の提出期限は、4月21日です。提出漏れのないようにご注意ください。

【農作業・農産物に関する国・県からの指示状況】

既に行政機関のホームページや新聞報道等でも周知されている点ですが、引き続き農業生産等に関する情報を注視ください。

■県内産「シュンギク」「カキナ」の出荷制限の解除(4月14日更新)

4月13日にハウレンソウ、カキナ、シュンギク、原乳のモニタリング調査を行った結果、全ての検体について厚生労働省が定める暫定規制値を下回り、シュンギク・カキナの出荷制限が解除されました。

なお、**ハウレンソウについては、暫定規制値を安定的に下回るまでの間、出荷制限が継続**されています。

■野菜の出荷制限地域におけるほ場に放置している野菜の取扱い(4月8日更新)

- ・すき込み及び焼却は望ましくない
- ・すでに刈り取ったものは1箇所を集めて保管する
- ・まだ刈り取っていないものは、**すき込みをせずに、刈り取りをしてから、耕うん等の農作業を行っても差し支えない**。なお、刈り取ったものは、1箇所を集めて保管する(ただし、コメの作付制限地域以外に限る)

■水田土壌調査の結果(4月8日)

県内水田土壌への影響を把握するため、県内14エリアの調査を実施した結果、土壌中放射性セシウム濃度の上限値を下回り、**計画どおり水稻を作付けして支障がないことが確認**されました。

また、収穫時には玄米の分析調査を実施し、安全性を確認していく予定です。